

令和5年第4回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年4月7日（金）

午前10時00分開会

午前11時40分閉会

2. 場 所 さいき文化センター1階多目的ホール

3. 出席委員（農業委員 11名）

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

4番 中山 誠治

5番 岡 真由美

6番 古川 憲吾

8番 梶原 安行

9番 是佐 恵美子

10番 山田 政則

11番 河井 孝之

12番 岩木 國明

13番 沖村 弓枝

（推進委員 11名）

推進委員 登 宏太郎

推進委員 岩本 博志

推進委員 岡村 昭男

推進委員 吉田 雅子

推進委員 清水 透

推進委員 掘田 良昭

推進委員 小西 礼子

推進委員 三田 邦男

推進委員 黒田 球貴

推進委員 松井 祥壮

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員（2名）

1番 中田 安義

14番 河野 義刀

推進委員 安井 多佳子

5. 議事録署名委員

9番 是佐 恵美子

10番 山田 政則

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 谷口 栄吾

主 事 原田 ゆみ

（佐伯支所）次 長 藤本 秀樹

（吉和支所）主任主事 平井 翔太

（大野支所）主任主事 奥田 規之

（宮島支所）主 査 胡 真寿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について（利用権賃借）

(2) 議案第 15号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 17号 非農地証明交付申請について

(5) 議案第 18号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う権限移譲について

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに沖村職務代理者の挨拶の後、職務代理者が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
沖村職務代理者	職務代理者挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 5 年第 4 回廿日市農業委員会総会を開会します。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 13 名、本日の出席委員 11 名、欠席委員 2 名、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。廿日市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、9 番、是佐委員、10 番、山田委員のご両名にお願いします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案といたしますが、番号 113 番、120 番、121 番については、今日、中田委員はお休みなので、すみません、それでは、第 14 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	すみません。座って説明させていただきます。 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借についてのうち、番号 113 番と 114 番、116 番、119 番、120 番、121 番、122 番から 128 番について説明させていただきます。 議案書のほうは 3 ページから 8 ページになります。位置図は 1 ページから 11 ページになります。 番号の 113 番、120 番、121 番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、吉和字駄荷下実操、石原生地、石原鳥谷野、実操、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 6 筆の 8,718 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 14 年 12 月 31 日までの賃貸借の再設定を行うものです。 番号 114 番、農地の所在地は、吉和字田中原速田河内、登記

地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は3筆の2, 609平方メートルで、利用目的は畑で、トウモロコシ、トマト、ピーマンなどを栽培しております。期間は公告日から令和7年12月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。

次に番号116番、農地の所在地は、玖島字壱町田日浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の2, 875平方メートルで、利用目的は〇〇による基礎研修圃場、並びに営農指導員の試験栽培圃場として引き続き利用するもので、現在はトマト、アスパラガスを栽培しております。期間は公告日から令和10年3月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。

次に番号117番、農地の所在地は、浅原字本郷、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1, 870平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和15年3月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。

次に番号118番、農地の所在地は、永原字下中組、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は3筆の3, 493平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号119番、農地の所在地は、津田字下内山、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の4, 065平方メートルで、利用目的は畑で、大豆、ニンジン、長ナスなどを栽培しております。期間は公告日から令和15年3月31日までの使用賃貸借の再設定を行うものです。

次に番号122番、農地の所在地は、津田字諏訪、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の2, 609平方メートルで、利用目的は畑で、トマト、ナスなどを栽培する予定です。期間は公告日から令和10年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号123番、124番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在地は、浅原字中筋、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は3筆の3, 741平方メートルで、利用目的は畑で、里芋、ジャガイモなどを栽培しております。期間は公告日から令和8年3月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。

次に番号125番、農地の所在地は、玖島字大沢、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1, 971平方メートルで、利用目的は畑で、長ナスなどを栽培する予定です。期間は公告日から令和10年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

次に番号126番、農地の所在地は、玖島字大沢、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の2, 150平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和10年3月31日までの使用賃貸借の新規設定を行うものです。

	次に番号１２７番、農地の所在地は、玖島字檜原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は３筆の２，３６３平方メートルで、利用目的は畑で、白ネギ、ブロッコリーなどを栽培する予定です。期間は公告日から令和８年３月３１日までの使用賃借の新規設定を行うものです。 次に番号１２８番、農地の所在地は、吉和字半坂和田、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は１筆の２，０７６平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和１４年１２月３１日までの賃貸借の再設定を行うものです。 いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第１４号 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 番号１１３番、１１４番、１２０番、１２１番、１２８番を倉本委員、お願いします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。１１３番は、再設定でありまして、地図は１ページです。細長い田んぼですが、基盤整備をする時に、小さい田にしたらなかなか出来にくいので、合計して二、三町になるようにしたためにこういう形になっています。再設定ですので、問題ないと思います。それと１１４番の地図は１ページですが、これも再設定です。〇〇さんは有機農業をされておりまして、これも何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。 １２０番も〇〇との再設定であり、これもずっと以前から作っておりますので、何も問題はないと思います。１２１番も再設定ですので、問題はないと思います。１２８番は地図の１ページにありますが、〇〇さんはもう長い間米作りをされておりまして、これも再設定でありますので問題ないと思います。言い忘れましたが、３月２３日に現地調査を行いました。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは堀田委員さん、件数が多いので、番号１１６番、１２５番、１２６番、１２７番も一緒にお願いいたします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。番号１１６について説明します。地図は２ページとなります。３月１４日、岩木委員、事務局２名と現地確認を行いました。場所は、旧玖島小学校の北東側となります。 今回の申請については、〇〇が〇〇の研修圃場とするための再設定であります。４月現在では、〇〇となっておりますが、問題はないと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。続いて、

	番号 1 2 5 について説明します。地図については 9 ページとなります。3 月 1 4 日、先ほど言った岩木委員、事務局 2 名と現地確認を行いました。場所は、〇〇の西の位置になります。利用権の設定を受ける〇〇さんは、これまで長ナスなどを同場所において作付されていました。利用権の設定の期間が過ぎていたため、新規の申請となったものです。問題はないと思われます。続いて、1 2 6 について説明します。地図は同じく 9 ページで、大沢の〇〇の東側となります。 利用権を設定する〇〇さんは高齢で耕作が困難となったもので、利用権の設定を受ける〇〇さんは大沢地区で野菜等を作付されていて、今回の申請となったものです。特に問題はないと思われます。続いて、1 2 7 について説明します。地図は 1 0 ページとなります。場所は、元〇〇があった西側となります。 利用権を設定する〇〇さんは高齢で耕作が困難となったもので、利用権の設定を受ける〇〇さんは経営規模を拡大するための今回の申請です。いずれも問題はないと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございます。それでは、番号 1 1 7 番、1 2 3 番、1 2 4 番を古川委員、お願いします。
6 番委員	1 1 7 番について、6 番古川からご説明をいたします。位置図につきましては 3 ページになります。3 ページをご覧くださいますと、これは、上のほうに北という矢印があります。地図にはないですけれども、ちょうど道路を切っていますが、その辺りが浅原の市民センターです。1 8 6 号線から小瀬川沿いにあるところでございまして、具体的な場所につきましては、小瀬川と市野川と合流しますけれども、その合流のしたところの近くに亀山神社という浅原の神社がございます。その隣に浅原の下水の浄化センターがございますけれども、浄化センターの隣に位置する田んぼでございます。3 月 1 7 日に安井推進委員、事務局 2 名と共に現地調査を行いまして、対象地につきましては、これまでの利用権設定を引き続き設定されるということでございます。農地も浅原の圃場整備田でございまして、保有者が高齢化したために耕作が困難ということで、〇〇さんが今までも借りて耕作されている農地ということになります。期間満了に伴う再設定でございまして、〇〇さんは、度々この会議の中で出てくるのですけれども、浅原の地域で若手で今 5 ヘクタールぐらいの農地を耕作されております。耕作放棄地となりかねない農地を集積しながら、いろんな野菜を作付けして貢献されているところでありまして、何ら問題はないと思います。現地調査を行いましたところも、1 つの田の荒起こし等も既にされていまして、作付の準備もされているという状況でございました。次に、1 2 3 番、1 2 4 番でございしますが、これも再設定ということでございます。位置図につきましては、8 ページをご覧くださいと思います。8 ページをご

	覧いただきますと、県道沿い、津田から浅原へ向かう県道沿いにございます。右端の上のほうが津田方面になります。その地図を少し行きますと、浅原のトンネルがあり、トンネルをすぐ過ぎてしばらく行ったところでございまして、これも道路の南側に小瀬川が流れているところでございます。ここですけれども、3月17日に安井推進委員と事務局2名で現地の調査を行っております。対象の地域につきましては、これまでの利用権設定を更新されるということでございます。この農地につきましても、浅原の戸屋原地区ということで、圃場整備田でございます。しかし、所有者が耕作困難となった土地でございまして、これも度々出てきますが、〇〇さんが借り受けて野菜とかを作っておられて、土地の利用権の設定期間が満了したための再設定ということになります。〇〇さんもお紹介しますと、浅原地域で約3ヘクタールの農地に、ジャガイモ、ニンジンの作付、出荷ということも大きくされております。現地調査の時には、農地の管理がされていることが確認できておりまして、特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございます。続いて、118番を三田委員、お願いいたします。
三田推進委員	推進委員の三田です。118番について説明をいたします。 場所は、位置図の4ページ、大竹湯来線、ちょうど玖島分れにスパークがあるのですが、それから玖島方面にずっと入って行きますと、〇〇というのがあります。この網かけの左下にこの〇〇があります。その隣であります。一帯が田園が広がった非常に環境のよいところであります。3月16日に河井委員と事務局と私の計4名で現地の確認を行っております。耕作地を貸し付ける〇〇さんは、広島市のほうへ住所変更されておりまして、耕作が難しいことから、地元で農業をやっておられます〇〇さんに耕作をお願いするものであります。耕作地周辺は、非常に日当たりもよくて、進入路、水路もありますので、特に耕作に当たっては問題がないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございます。それでは、番号119番を松井委員、お願いします。
松井推進委員	津田地区推進委員の松井です。番号119について説明いたします。地図は5ページです。現地確認を3月20日に木浦委員、それから事務局2名と実施いたしました。所在ですが、位置図の右上が津田小学校ですけど、それから少し下がったところに現地がございます。利用権の設定を受ける者は、以前から当該農地を借り受けまして、露地野菜を生産している若手農業者でございます。農地の現況ですが、野菜の収穫を終え、今年の作付準備に

	取りかかっておりました。また、当該農地及びその周辺も適正に管理されておりました。今回、利用権の再設定を行うもので、特に問題ないと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。それでは、最後に番号１２２番、木浦委員、お願いします。
２番委員	２番、木浦です。３月２０日、松井委員、事務局２名とで現地調査をしました。現地は、地図が７ページです。ここは県道に面しており、左側に浜本工芸がある少し向こう側ですね。ちょうど津田と河津原の境ということで、権利の設定者、権利の受人が現場におられて、立会して、現場を見ました。設定を受ける〇〇さんは、赤い網かけのすぐ下の、少し線が太いところを既にもう借りられて、現在もう耕作しておられるということです。店舗で利用される野菜を主に作られるということで、出荷も一部されとるというようなことを話されたものですから、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。今までの件に関して、何かご意見、ご質問ございますか。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りいたします。 議案第１４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてのうち、１１３番、１１４番、１１６番、１１７番、１１８番、１１９番、１２０番、１２１番、１２２番、１２３番、１２４番、１２５番、１２６番、１２７番、１２８番、承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に決定いたします。 続きまして、議案第１５号 農地法第３条の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第１５号 農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は１０ページ、位置図は１２ページ・１３ページになります。 番号４２番、農地の所在地は、永原字小坂、登記地目は田及び

	畑です。面積は3筆の2, 266平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢による耕作困難、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 次に番号56番、農地の所在地は、吉和字崎ノ瀬、登記地目は田及び畑です。面積は7筆の5, 159平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難であり、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。 いずれも譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 42番、三田委員。
三田推進委員	推進委員の三田です。42番について説明をいたします。場所は12ページで、これも先ほどと同じで、玖島分れ、スパークから玖島方面にずっと行きまして、ほぼ玖島との境界辺りに位置いたします。この現場ですが、周辺は障害物がありませんので、米作りとしては非常に条件が良好な場所と思われます。3月28日に河井委員と事務局1名と私の計3名で現地確認を行っております。譲渡人の〇〇さんは高齢で農作業が困難ということ、それと後継者がいないという理由で、今回近くの住宅に住まれる譲受人である親戚の〇〇さんですが、3筆を譲り渡すものであります。〇〇さんは、現在、米や野菜を生産されておりました、結構作られているみたいです。経営規模を拡大するという意味もありまして、特に問題はないと思われますのでよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございます。56番を倉本委員。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。56番は、地図は11ページになります。インターチェンジから500メートルほど戸河内方面に行った右側にあります。3月23日に現地調査を行いました。この土地は面倒くさい農地で、基盤整備したところはあるのですが、貸さない、作らない、草を刈らないという事で、大難儀をしています。最近多いのですが、もう無償で土地は、その人はどこに土地があるのかが分からないのではないかいという事で、登記代だけで譲り渡しております。〇〇さんは、お父さんが、随分以前ですが、農業

	をすることによって吉和に入られて、その息子さんです。主に娘さんが主となって野菜などを作っておりまして、もう長年荒れとる土地をきれいにしてもらえるし、なかなか娘さんもやる気がありますので、良いものだと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第15号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第15号について、許可することに決定します。 続いて、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は11ページ・12ページ、位置図は14ページから17ページになります。 番号20番、農地の所在地は、友田字前山の第2種農地で、登記地目は山林です。面積は1筆の991平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、隣接する農地への進入路及び駐車場として利用するための申請です。 次に番号33番、農地の所在地は、永原字大久保の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の323平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、隣接する宅地の駐車場及び庭として利用するための申請ですが、先代が農地転用の手続を行わず駐車場として利用していたため、始末書が提出されております。 次に番号54番、農地の所在地は、中道字三島原の第2種農地で、登記地目は田です。面積は5筆の2,026平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 次に番号60番、61番は譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、中道字中西の第2種農地で、登記地目は畑です。面積は4筆の3,790平方メートルの申請です。関係者は

	議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 番号20番、木浦委員、お願いします。
2番委員	2番、木浦です。番号20番について、現場の調査の結果をご報告します。3月17日、小西委員と事務局2名で現地を確認しに行きました。現場は、車で友田の県道の東から2キロから1.5キロぐらい津田方面の山の中に入っていくような地形ですね。網かけのところに裏道があるのですが、この道をずっと行くと、玖島の山越えができるという道になります。ここは、戦後道を挟んで両へりが果樹農地ということで、この道を挟んで、右側が50メートル以上、左側が20か30メートルぐらいで、もう左側はほぼ休耕田で山林化している状態です。網かけの右側にはまだ太陽光はないのですが、ここから下はもう太陽光がほぼ占めとるという状態ですね。ここは、約1反ぐらい面積的には広いのですが、現況は荒れているため、進入路と駐車場利用ということで申請されており、致し方ないかなということです。現場もはっきり言って、歩いて軽々というほどのこともないのですが、山に囲まれていることもあって、しかも駐車場にしても住宅がないような場所なのでですね。5条で仕方ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。番号33番を三田委員、お願いします。
三田推進委員	推進委員の三田です。33番について説明いたします。位置図は15ページを見てください。これも大竹湯来線玖島分れスパークから300メートル、玖島方向に入ったところです。3月16日に河井委員と事務局2名と私を入れて4名で現地確認を行っております。譲受人の〇〇さんは、〇〇さん名義の建物ですが、赤の網かけの斜め上の2軒建物を譲り受けるということです。建物に入るための敷地に駐車場や庭を造りたいということで、建物の前に雑地がありますが、これを譲り受けるものです。さっき、始末書について話があったんですが、〇〇さんの両親も生前〇〇を行っておられた時代があるみたいなのですが、無許可で網かけの部分、もともとは農地だったのですが、そこに〇〇に必要な建

	物、要は〇〇させるための設備ですか、そういったものを無許可で建てたということで、始末書が出されています。 以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、番号５４番、６０番、６１番を神鳥委員、お願いします。
３番委員	３番の神鳥です。５４番について説明いたします。３月１６日、黒田推進委員、事務局２名、私、計４名で現地調査を行いました。地図は１６ページです。地図の一番上、位置図とあります、位置図と番号５４とをボールペンの線で結んでみてください。位置図というところが道の駅スパ羅漢、それを６００メートルぐらい進みますと、国道１８６号線、６００メートルぐらい進んで、今度、地図の下の方に向いて、県道佐伯錦１１９号線、それを県境、山口県のほうに約２キロぐらい進んだ位置になるかと思いますが、地図にありますように、〇〇というのがあるその真横に〇〇があります。〇〇から夫婦で月に３、４日、遠方より通い、米・野菜作りをされておりましたが、高齢のため耕作困難で、親子で賃貸借を結び、娘さんが太陽光発電事業を行うもので、何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、６０番、６１番についてご説明申し上げます。地図は１７ページで、先ほど説明いたしました〇〇さんの太陽光の位置から６００メートルぐらいスパ羅漢側に寄ったところにあります。周辺に中道集会所がございます。６０番、〇〇さん、６１番、〇〇さんの土地が隣接して、施主太陽光発電事業者、施工業者が同一のため、一括説明を行います。同じく３月１６日、黒田推進委員、事務局２名と現地調査を行っております。太陽光発電業者に所有権の移転で周辺の土地には太陽光パネルが設置しており、周辺に民家もなく、他の農地は原野化しており、設置には何ら問題ないと思われます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございます。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。 ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第１６号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１６号について許可することに決定い

事務局	たします。 続きまして、議案第 17 号 非農地証明交付申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。 議案第 17 号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は 13 ページ・14 ページ、位置図は 18 ページ・19 ページになります。 議案と一緒に送付しました現地確認写真が添付されている議案第 17 号資料①も併せてご覧ください。 番号 65 番、農地の所在地は、上平良字二重原、登記地目は田及び畑です。面積は 3 筆で 1,740 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 次に、番号 66 番から 68 番については、関連する案件のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、上平良字廣池、登記地目は田及び畑です。面積は 9 筆で 2,620.92 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。こちらは、昨年の 5 月の総会で説明いたしました、現在、廿日市市が取り組んでいる新機能都市開発事業の区域内で山林化している農地に対する非農地証明申請です。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は山林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第 17 号 非農地証明交付申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 番号 65 番から 68 番まで登委員、お願いします。
登推進委員	推進委員の登です。65 番について説明をいたします。地図は 18 ページ、写真は資料①の上側 65 番です。3 月 16 日に是佐委員、事務局、それから開発公社と都市活力デザイン課の者の案内によって現地を調査行いました。案内してもらわないと全く分からないような状態でした。この土地は、相続を受けてから全く利用しなくなって山林状態になったということです。説明にありましたように、地目変更登記申請のための非農地申請です。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。続いて、64 番、67 番、68 番は、関連する農地である

	ため、一括説明をいたします。位置図は19ページ。宮島サービスエリアの南側になります。写真は、先ほどの資料①の続きを見てください。66番が、すこし谷になっておりますが、もう里道と分からないような状態になっておりました。それから、67、68は、向こうの竹や木が茂っているところの土地になります。 この非農地証明申請ですが、前の総会で、先ほどの説明にありましたように、新機能都市開発事業区域内の申請でございます。前回の続きということになります。3月16日に是佐委員、事務局、それと業者とで現地調査、いずれも平成の10年頃に人手不足により耕作放棄したため、林野状態になった。土地区画整備事業により宅地利用するための申請でございます。いずれも問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。これについてご意見、ご質問等があればお願いします。 特にございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、非農地である旨を証明することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議がないので、非農地である旨を証明することに決定いたします。 続きまして、議案第18号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う権限移譲について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第18号 農業経営基盤強化促進法改正に伴う権限移譲について説明させていただきます。 議案と一緒に送付しました議案第18号資料①をご覧ください。 こちらにつきましては、令和5年4月1日から農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、認定農業者が200平方メートル以上の農業用施設を設置する場合、5年に1度の提出を求めている農業経営改善計画認定申請書に農業用施設を設置する計画がある場合、農地転用の申請を行わずとも、農地転用の許可があったものとみなされるという制度です。その場合、資料①の3ページの現行にあるように、農業委員会で総会の議決を経て県へ意見書を提出し、知事の同意事務が必要となり、県の審査期間が必要となります。 そのようなことから、3ページの下図のように、手続のワンストップ化に伴う権限移譲を受けるか否かの議決を本日採るこ

	とになります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。 ご意見ございませんか。 意見がないようですので、権限委譲することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議がないので、権限委譲することに決定いたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明をさせていただきます。 議案書は16ページ、位置図は20ページから22ページになります。 今月の報告は、令和5年2月13日から令和5年3月10日までの間に受理した3件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号39番、40番については、過去に転用届が提出されています。 番号49番については、申請人の先代が農地転用の手続を行わず、住宅として利用していたため、てんまつ書が提出されています。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告を終わります。 続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告します。

事務局	事務局から説明をお願いします。 報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は１７ページから２２ページ、位置図は２０ページ・２３ページから３１ページになります。 今月の報告は、令和５年２月１３日から令和５年３月１０日までの間に受理した１６件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号２７番については、整地を行っているため、始末書が提出されています。 番号２８番、３４番、４６番については、過去に転用届が提出されています。 番号４５番については、基礎工事を行っているため、始末書が提出されています。 番号４８番については、譲渡人の先代が農地転用の手続を行わず、住宅として利用していたため、てんまつ書が提出されています。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いします。 ございませんか。
議長	《委員より質疑等なし》 質疑がないので報告を終わります。 それでは本日の総会はこれで終わらせていただきまして、次回は５回農業委員会総会は５月９日火曜日、場所は廿日市市役所７階会議室で行いますので、そのほうへお間違いのないように来てください。よろしくをお願いします。 慎重審議をいただきましてありがとうございました。 それでは、以上で議案につきましては、本日は終わりにいたします。

（閉会 午前１１時 ４０分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 5 月 9 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（ 9 番委員）

廿日市市農業委員会委員（ 1 0 番委員）
